

必要条件と十分条件

経済産業省資源エネルギー庁へ有識者会議が提出した「エネルギー基本計画に対する意見」が、12月06日に意見募集（パブリック・コメント）にかけられた。締切は1月06日である。

福島事故の結果として、原子力エネルギーが取り返しのつかない社会的リスクを伴うことが広く国民に認識され、2012年に民主党政権の国家戦略室が「エネルギー・環境に関する選択肢」（原発割合を0%、15%、20～25%にする選択肢を提示）をパブリック・コメントにかけた。それに対して、9万通のコメントが寄せられ、そのうち87%が「原発ゼロシナリオ」を選んだ結果として、同政権は原発を2030年代までにゼロにするという「エネルギー基本計画」（注1）を策定した。しかるに、この度安倍政権は、それを反故にして新しい有識者会議に「エネルギー基本計画に対する意見」を提出させて、原発推進政策を打ち出したものである（注2）。

これに対して、12月18日（水）に衆議院第1議員会館内会議室で、原子力市民委員会は、「エネルギー基本計画に対する意見」への反論を述べる記者会見を行った。マスコミ関係者や市民が30名余出席した。原子力市民委員会から5名、脱原発をめざす首長会議から1名がスピーチをした。わたしも原子力市民委員会の一員として技術者の観点から意見を述べた。その概要を（少し整理した形で）お伝えする。

原子力規制委員会へは、原発の再稼働を求めて、およそ10件の「新規規制基準適合性審査」の申請書類が提出されており、目下ほぼ1日置きに審査会合が開催されている（注3）。そして、新聞報道によれば、来春以降には再稼働する見込みと報じられている。安倍首相、茂木経産大臣ら政府閣僚は「規制委員会が安全と認めた原発から再稼働させる」といつている。原子力規制委員会の田中俊一委員長は「新規規制基準は世界最高の基準だ」といつている。しかし、実務を担当している原子力規制庁の担当官らは、新規規制基準を策定する際に、規制内容を高めても実際には既存の原発では実現できないことを熟知していて、後付け設備で可能なものは要求したが、基本設計にかかわる基準地震動の数値などは改訂していない。おまけに、周辺住民の被ばくを制限する数値が規定されている「立地指針」は守れないことが明白になったので、審査の際にそれを適用していない。

今年前半に「新規規制基準」を策定したが、その名称は当初「新安全基準」と称していた。その骨子案のパブリック・コメントの際に、「これを守れば安全というわけではないのではないか」といつ意見があり、規制庁当局者もそのことに同意して「新規制

基準」と名称を改めた経緯がある。つまり、規制基準は、日本に立地する原発として最低限守らねばならないルールであり、「必要条件」である。当然ながら、これを守れば安全であるという「十分条件」ではない。「ある規則を守れば安全が保証される」というものがないことぐらいは、技術の本性から、誰が考えても常識である（「盗むな」という法律を作れば泥棒がいなくなる訳ではないのと同じ）。

罪深いのは、政府当局者と田中委員長が、その内容をすりかえて、「必要条件」をあたかも「十分条件」かのように世間に宣伝していることである。

現在パブリック・コメントにかけられている「エネルギー基本計画に対する意見」は、原発がベース電源として必要だ、核燃料サイクルは堅持すべきだ、という、福島以前に 100% 逆戻りした政策転換を求めている。今、民主党政権下のパブリック・コメント 9 万通を上回る 10 万通の意見を提出しようと、われわれは呼びかけている。

注 1. 「エネルギー基本計画」 2012 年 6 月

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004657/energy.pdf>

注 2. 「エネルギー基本計画に対する意見」 2013 年 12 月 24 日

<http://www.enecho.meti.go.jp/info/committee/kihonseisaku/report-1.pdf>

注 3. 原発規制庁ウオッチ・グループ 『『白抜き』『黒塗り』横行の審査書類』、『科学』2014 年 1 月号。この記事は、わたしと仲間が書いたもの。